平成２５年（フ）第１５１号
川崎市川崎区桜本２丁目11番18―301号　川崎大師サンハイツ
債務者　丹野　敦子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
川崎市川崎区日進町26番地３　吉田屋
債務者　中村　正司
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５４号
川崎市宮前区有馬８丁目22番８号　コーポ荘司201
債務者　内藤　浩文
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６０号
川崎市川崎区桜本２丁目17番４号　真和ハウス２階61号室
債務者　宮良　進一
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
川崎市宮前区馬絹731番地　テラス長坂103
債務者　梅津留美子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
川崎市中原区新城５丁目７番37号　コーポアゼリア201、前住所横浜市鶴見区鶴見２丁目３番45―606号
債務者　永野千代子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７５号
川崎市中原区木月１丁目５番18号　キャッスルアメジスト303、前住所川崎市中原区西加瀬８番15号　フィールドヴィレッジ元住吉301
債務者　島田　幸英
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７６号
川崎市中原区丸子通２丁目706番地　さくら荘
債務者　五十嵐　誠
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８５号
川崎市幸区南加瀬５丁目５番62号　三橋ハイム203
債務者　木村　義三
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４３号
横浜市戸塚区舞岡町3392番地１　舞岡病院職員住宅３―205号
債務者　國仲　利恵
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７１６号
横浜市（以下秘匿）、住民票上の住所横浜市港南区野庭町619番地　野庭団地１棟185号
債務者　篠原佐知子（旧姓實松）
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月10日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８０１号
横浜市神奈川区菅田町1798番地　第２吉村荘105号
債務者　大西麻里奈
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月10日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４号
栃木県栃木市今泉町２丁目９番８号　エイトハイツ１―１
債務者　渡辺　　茂
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第５０号
川崎市幸区南加瀬５丁目２番９号　白樺荘101
債務者　山寺　千美
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係